平成２７年（フ）第５２号
高知市南河ノ瀬町１番地　Ｍハイツ206号
債務者　舛田　　豊
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊野部　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４６１号
北九州市小倉南区企救丘５丁目４番７号
債務者　井口　雅美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾上　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８１号
東京都足立区竹の塚５丁目19番６―302号
債務者　福井　克彦
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６４号
函館市大手町12番５―304号
債務者　白石　幸彦
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
和歌山県西牟婁郡白浜町3111番地の１
債務者　西山　秀夫
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１０６号
さいたま市浦和区常盤９丁目21番４―501号、旧住所東京都北区中里３丁目23番17―201号オークヒル駒込
債務者　酒井　美江
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
さいたま市大宮区堀の内町３丁目98番地２、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目９番１―902号
債務者　八木　淳行
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　浦和第一寮411号
債務者　小山　　実
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番９―203号　グリーンタウン松ヶ丘
債務者　高野　郁奈
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２９号
岡山県総社市井手974番地１　アバンサールＢ―203
債務者　山口　知子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
埼玉県所沢市小手指町３丁目32番地の６　豊栄ビル302
債務者　近藤　昭人
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３２号
埼玉県日高市大字新堀713番地５　ローテローゼＡ103
債務者　野副　直美（旧姓宮岡）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４２号
埼玉県所沢市緑町３丁目16番24号　グリーンハイムＢ―101
債務者　清水　　清
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２９号
札幌市北区北28条西２丁目３番13号　コーポ菅原２Ｆ５号
債務者　葛西　卓也
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８９号
北海道北広島市大曲幸町１丁目２番地８　ドリームハイツ101号
債務者　榎　　裕実（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０８号
札幌市北区新川２条７丁目２番21号　駒井アパート201号
債務者　山本　幸夫
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部